

## 入居者資格認定のための申立書

氏名	生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)	男 女
現住所		

《該当するものにマル印を付け、あるいは記入欄に記入して下さい》

1. あなたは日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。

①必要とする ②必要としない

※下記の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答え下さい。

2. 現在のあなたのおすまい等の状況についておたずねします。

(1). あなたの現在のおすまい等は

①戸建住宅 ②マンション・アパート  
②施設・病院等 ③その他（具体的に )

(2). 戸建住宅、マンション・アパートにおすまいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

①1階 ②2階（エレベーターの有無：有・無） ③3階以上（エレベーターの有無：有・無）

・同居している方は

①いない ②いる（具体的に )

(3). 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設・病院等の名称は ( )

・施設・病院等の種類は ①特別養護老人ホーム ②障害者療護施設 ③病院・診療所

④その他 ( )

・現在の施設・病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

( )

(4). 市営住宅は共同住宅ですので隣室の生活音は聞こえますが、音について気になることはありませんか。

①気にならない ②気になる（具体的に )

3. 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1). 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容（要支援、[要介護1、2、3、4、5]）

(2). 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。

①使用している 福祉用具の種別 ( ) ②使用していない

4. あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。表中の該当する欄にマル印を記入して下さい。

また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入して下さい。

項目		① 現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としますか			② ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、現在の介護（介助・援助）をどこから受けていますか			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、市営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか		
		不必要	一部必要	全部必要	介護保険による 居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助		介護保険による 居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助	
						公的機関 （市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、NPO、親族など）		公的機関 （市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、NPO、親族など）
基本的な動作	居宅における移動									
	食事									
	お風呂									
	トイレ									
	着替え									
	炊事・洗濯・掃除などふだんの家事									
その他	相談									
	見守り									

○ 現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名・担当ケアマネージャー・担当ヘルパー等具体的にご記入下さい。

[ ]

○ 現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）・担当ソーシャルワーカー等、具体的な内容をご記入下さい。

[ ]

○ 入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名・担当ケアマネージャー・担当ヘルパー等具体的にご記入下さい。

[ ]

○ 急に持病の症状が出たときの連絡先、身元引受人となる方の連絡先についてご記入下さい。

・氏名 ( ) 年齢 ( 歳) 続柄 ( )  
住所 ( ) TEL ( )  
携帯 ( )

・氏名 ( ) 年齢 ( 歳) 続柄 ( )  
住所 ( ) TEL ( )  
携帯 ( )

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、市営住宅の事業主体が入居者資格の認定を行うに際し、県市町（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、市営住宅の事業主体が本申立て書及び面接等の調査で知った事項について、県市町（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。また、市営住宅への入居決定後においても市営住宅の事業主体が監護を目的として、関連支援団体に情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日

野々市市長 栗 貴 章 様

氏名

⑩

※ 市営住宅の事業主体が入居資格の認定を行うに際し、必要があると認めるときは、県市町（福祉主管部局等）に意見を求めることがあります。その場合において、市営住宅の事業主体が本申込書及び面接等の調査で知った事項について、県市町（福祉主管部局等）に情報提供することがあります。また、市営住宅入居後においても市営住宅の事業主体が監護を目的として、関連支援団体に情報を提供することがあります。